

# 家畜排せつ物の適正管理及び利用促進

平成16年10月  
農林水産省  
生産局畜産部

# 家畜排せつ物の適正管理及び利用促進

本年11月1日から、5年間の猶予期間を経て、家畜排せつ物法が完全施行となり、法に基づく適正管理がスタート。  
 野積み・素掘りなどの不適正な管理の解消と併せ有効利用を図るべく、たい肥化を基本とした多様な施設整備を推進(15年度末施設整備進捗率72%)。今後、必要に応じて簡易対応から本格施設への移行。  
 環境配慮規範を今年度中に策定。今後、環境に優しい畜産に向け、支援施策のうち可能なものからクロスコンプライアンスとして活用。  
 家畜排せつ物の持続的な利用を推進していくため、資源循環型畜産の強化を図るとともに、エネルギー利用を含めた多様な利用を一層推進していくことが必要。

## 適正管理のための施設整備の推進と進捗

| 施設整備計画及び実績(15~16年度) |        |        |       |
|---------------------|--------|--------|-------|
| 15年度                |        | 16年度   |       |
| 計画                  | 実績     | 計画     | 実績    |
| 5,800戸              | 5,744戸 | 7,800戸 | 整備推進中 |

| 12~16年度整備計画<br>A | 12~15年度整備実績<br>B | 進捗率<br>B/A |
|------------------|------------------|------------|
| 27,888戸          | 20,041戸          | 72%        |

この他、16年度に約8000戸の簡易対応の実施を計画

## 適正管理及び利活用に欠かせない多様な管理形態

### 不適切な管理



野積み



素掘り

管理の適正化

資源の有効活用

### 条件に応じた多様な管理形態



たい肥化



メタン発酵



簡易対応



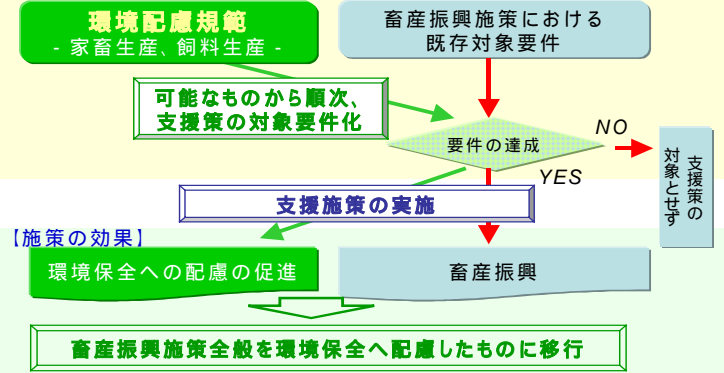
炭化



汚水浄化

## 畜産農業における環境配慮規範の策定と要件化

【規範を支援施策の対象要件へ付加】



## 資源循環型畜産及びバイオマス利活用の推進

### 健全な水循環の確保

- ・家畜排せつ物の管理の適正化を徹底(16年11月~)

### バイオマスの総合的な利活用の推進

- 家畜排せつ物たい肥の利用推進のため、地域**循環型畜産(物質循環型)**を推進、広域的なたい肥利用を拡大
- ・耕種農家が使いやすいたい肥の生産を推進(マニュアルの作成等)
- ・家畜排せつ物の**需給に基づいた利活用計画の策定**(17~18年度)
- ・引き続き都道府県レベルの利活用計画の策定(18~19年度)
- ・たい肥の**化学肥料代替資材としての利用促進**

家畜排せつ物の高度利用推進のため、利活用計画でたい肥利用が困難とされた地域に対し、**炭化・メタン発酵等**による地域**循環型畜産(高度利用型)**を推進 農林水産環境政策の基本方針(抄:平成15年12月公表)より